

人口動態保健所・市区町村別統計について

(1) 人口動態保健所・市区町村別統計

「人口動態保健所・市区町村別統計」は、人口動態統計として公表している各事象（出生、死亡、死産、婚姻及び離婚）について、国勢調査の年を中心とした5年間の日本における日本人のデータ*を基に、保健所及び市区町村（区は特別区及び行政区としている。以下同じ。）ごとに作成したものであり、昭和58年～62年を初回とし、今回が8回目である。

本概況は、令和2年を中心とした平成30年～令和4年の人口動態統計（確定数）の出生数及び死亡数、並びに令和2年国勢調査による日本人人口（確定数）を基に、出生に関する指標である合計特殊出生率と、死亡に関する指標である標準化死亡比について市区町村別に作成したものである。

なお、市区町村別の合計特殊出生率及び標準化死亡比は、人口規模の小さい地域では、出生数や死亡数の少なさに起因して数値が不安定となるため、小地域の指標の推定に有力なベイズ推定を用いて推定した。

* 日本に住んでいる日本人に係る日本において発生した各事象の全数（前年以前に発生したものを除く。）を対象としている。

(2) 対象市区町村について

本概況における市区町村は、令和4年12月31日時点のものである。

また、その対象は、人口動態統計の観察対象範囲に含まれる同時点における1896市区町村のうち、令和2年10月1日現在、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示区域に指定されていた町村及び集中豪雨による熊本県球磨川水系の被害を受けた村について、住民基本台帳に基づく人口より令和2年国勢調査人口が過少である9町村（福島県双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、相馬郡飯舘村及び熊本県球磨郡球磨村）を除く1887市区町村としている。

表章記号の規約

… 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合